

# サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

## 1 | 相談する

境町役場介護福祉課の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
  - ▶ 住宅改修が必要
- など

- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
- など

- ▶ 介護予防に取り組みたい
- など

## 2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

### 認定 要介護認定を受ける

境町役場介護福祉課の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。

詳しくは ▶ サービス利用の流れ② (P.10～P.11)

### 基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

詳しくは ▶ P.30

## 3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

### 要介護1～5



### 要支援1・2



### 非該当

生活機能の低下がみられる (事業対象者)

自立した生活が送れる

## 4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。

### 介護サービスを利用できます。

「介護サービス」は要介護1～5の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.16～

介護予防・生活支援サービス事業を利用していただければ引き続き利用できる場合があります。



### 介護予防サービスを利用できます。

「介護予防サービス」は、要支援1・2の方が利用できます。

種類と費用は ▶ P.16～



### 総合事業

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援1・2の方、基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方(事業対象者)が利用できます。

詳しくは ▶ P.31



### 一般介護予防事業を利用できます。

一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が対象の事業です。

詳しくは ▶ P.31



サービス利用の流れ③へ(▼P.14から)

サービス利用の手順